

<報道発表資料>

.....
カテゴリー:募集

令和7年3月7日

**埼玉県管理道路初！
「歩道橋」のネーミングライツについて、
愛称の命名権者を公募します！**

埼玉県では、歩道橋等の道路施設の維持管理に活用する新たな財源を確保するため、歩道橋のネーミングライツを導入することとしました。

このたび、県管理道路で初となる歩道橋のネーミングライツについて、愛称の命名権者を本日から公募します。

1 対象施設

別紙1のとおり（川口市内7橋）

2 応募資格

愛称の命名権者として県と契約締結を希望する法人その他の団体又はそれらにより構成されたグループとする。

3 契約希望期間

契約締結の日から5年間（令和7年6月中の契約を予定）
ただし、応募可能な契約期間は3年以上5年以下とする。

4 契約希望額

会計年度ごとに200,000円以上/1橋あたり
＊金額は消費税及び地方消費税を除いた額

5 募集期間

令和7年3月7日(金)から令和7年4月30日(水)まで

＊上記募集締切後に命名権者の決まらなかった歩道橋は随時募集とし次回の
締切（令和7年7月末予定）後に命名権者を選定する。

なお、募集の詳細については、以下の URL をご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1006/hodokyonamingrights.html>